

<ウェブサイト公開・委員配布用>

令和7年度第1回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事要旨

日 時	令和7年8月18日（月） 10時～11時30分
場 所	総合庁舎22階会議室
出席者	（社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員） 安城一郎、井上寿美、植田淳子、中川千恵美、中城貴文、西岡剛司、松川啓子 山本朗 （事務局） 子どもすこやか部 岩本・川東、子育て支援室 大川、子ども家庭課 藤原 子ども見守り相談センター 高品、施設指導課 野下、施設給付課 樽井 施設利用相談課 坂根、保育課 野村
議 題	1. 乳児等通園支援事業の認可について 2. その他
議事内容	（開会） （会長挨拶） ○事務局 【乳児等通園支援事業の認可について】 【資料1】乳児等通園支援事業の認可について ・事業の始期、対象年齢、実施施設（【資料2】乳児等通園支援事業一覧より）、認可基準、認可に関する流れ、認可申請書類 【資料3】こども誰でも通園制度実施施設（大阪府内） ・大阪府内のこども誰でも通園制度実施施設（令和7年8月4日時点） 【資料4】こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会について ・令和7年度と令和8年度以降のこども誰でも通園制度比較 ・令和7年度こども誰でも通園制度実施状況速報（全国版） ○会長 今のご説明に関して、皆様の確認やご意見いかがでしょうか。 ○委員 まず東大阪市は、こども誰でも通園制度について令和6年度、7年度と2年連続で進めていただき、本格実施が来年の4月からだと思います。現在実施園は11

園ありますが、参加されている園が昨年度と少し違います。同一法人で姉妹園で参加の園を入れての11園です。今年度も継続された園は一定の成果、事業との継続する部分が可能であるなど、要因が色々考えられると思います。今年度に参加出来なかった園の原因、理由をまずはお聞かせいただきたいです。またお預かり年齢が、0歳から満3歳までで、東大阪市は2歳児についても3月31日までは継続して利用が可能です。資料の中でも圧倒的に2歳児の受入れが多いです。幼稚園がプレスクールということで、幼稚園入園前に預かりをされていますが、こども誰でも通園制度の補助を活用して利用出来る実態があることを把握しております。そのような流れについて、どのようにお考えか聞かせていただきたいです。また、こども誰でも通園制度の利用方法が一般型と余裕活用型があると説明いただきました。1園だけ余裕活用型で実施されることが把握出来ています。東大阪市は待機児童が8名ですが、産休、育休を取られている方の復帰前の0歳児については全国どこを見ても定員が割れてくると予想されます。出生数も今年度68万人しか生まれていません。東大阪市もそのようなことが起きると民間園としても心配です。例えば0歳児8人受入れ体制が出来る園で、6人の園児が4月1日当初入園しましたが、2名枠が空いており入園が割れてしまった。8人お受け出来るクラス担任が3人確保出来ており、6人ですと3:1なので、1人クラス担任を余分に抱えてしまう問題が起きます。そこで余裕活用型を活用することで、こども誰でも通園制度でご利用いただきながら、一定、人の確保が安定して供給出来ると期待しております。ただ今年度までの利用料金等については十分ではないと思います。余裕活用型について定員が割れた園には是非勧めていただきながら、人を確保し安定した保育所としての運営を行うべきと思っていますので、どのように考えておられるか確認したいと思います。

○会長

継続されなかった園の理由、幼稚園も実施されていくことについて、マンパワーの確保という観点から定員が満たない園での余裕活用型の活用についての考えという3点のご質問になると思います。いかがでしょうか。

○事務局

令和6年度は実施したが令和7年度は撤退された園もある中で、撤退した理由をどう把握しているかについてです。各園に撤退した理由等を確認したわけではありませんが、考えられる理由としましては、令和6年度中に利用者が少

なかったことや、国からの補助額が6年度は年齢別で金額差がなく、こども1人あたり1時間850円を基本でしたが、受入れの定員自体も非常に少ないこともあり、継続が難しかったことも考えられます。こども誰でも通園制度を実施するにあたっては、職員を専任で設置しなければならず、やはり施設で人を確保することについて費用対効果が補助金等の面も含め厳しいというご判断もあったのかなと考えています。2点目ですが、2歳児の定員受入れの設定が多いということで、プレ幼稚園の利用が多いのではというところです。認可定員に2歳児が多く、幼稚園のプレを活用してのこども誰でも通園制度を実施される事例が多い現状です。恐らく新規の事業ですので、各施設、幼稚園も既存の事業において、本事業を実施していたと捉えております。本格実施後も、2歳児の定員数がどう推移していくのかを見守りながら0歳、1歳の認可定員も事前協議の中で出来る限り設定していただく話をしていきたいと考えています。3点目の一般型と余裕活用型の違いで、余裕活用型を利用しながら認可事業に影響のない範囲内で児童を受け入れることが出来るのではというところで、人件費に関する点です。資料4に令和7年度と8年度以降の比較表があります。国でも、まだ利用可能時間や補助・公定価格等について8年度以降は未定となっております。7年度実施している自治体の状況も踏まえ、8年度以降公定価格等が設定されるのかなと思います。その中で各園で人件費等をうまく賄いながら運用できるかという点については国の制度でございますので、その辺りの情報を注視していきたいと考えております。

○委員

ご回答いただきましたがまず1番の部分です。撤退した理由を確認していないという報告でしたが、それを確認することは大変重要ではないかと思えます。全国での一斉スタートが令和8年度ですが、この制度がしっかりした制度でなくてはならないという部分で、試験的に東大阪市は先駆けて実施していただいているわけです。令和6、7年度と国の補助額が変わってきていますが、撤退した理由等を分析していただき、国へ要望を上げることが、先に実施された東大阪市の大事な点ではないかと思えます。分析の内容も利用がなかったことや、人件費の確保として補助が少ないこともありました。その統計や数字は市の方で把握出来ているはずなので、国へ要望されているのかどうかを改めて確認したいです。次に2歳児受入れが幼稚園で多いのではないかとご指摘させていただきました。今年度は満3歳までの利用しかこども誰で

も通園制度は出来ないということが一定のルールで、4月2日に3歳になると利用が出来ないのは困りますが、2歳児でこども誰でも通園制度の利用が多いわけです。これを2歳児の年度末まで、3歳になってからも翌年の3月31日まで延長して認めることをされている、継続されているのは幼稚園も多いと思いますが、そのままの流れで幼稚園への利用が繋がることを具体的に分析され、その延長を認めておられたのではと推測します。そのような意図があったのかどうかを確認させていただきたいです。3番目の余裕活用型の部分で、所謂定員が割れている園に対しての確保に関して活用するのも手段ではと思います。1番と同様に令和8、9年は未定でこれから公定価格等が設定される予定とおっしゃいました。やはり1番の令和6、7年度の実績で不足している部分を国に要望いただき公定価格等を設定するよう、繋げていただくことを東大阪市でされているか、されておられないかを確認したいです。

○事務局

補助の単価の部分や運営を考えた時に、単価の低さのところで事業者が中々確保出来ないということで、国へ要望をあげております。

○会長

余裕活用型の今後や、市として何名利用した等の資料を提出する必要性について私も詳細を分かっておりませんが、こども誰でも通園制度を利用して保護者からこのような点が良かった等の声はどうでしょうか。定員を満たしていない園等への制度化にも繋がるのではないのでしょうか。補助単価が上がらないというご指摘がありましたが、そのような声は各園で集約する形ですか。誰が何回来て、何名来てという集約を園ごとでされて、市に報告する必要はない事業ですか。

○事務局

月ごとの利用人数等は報告いただいております、園ごとの状況は把握しております。国への要望に関しては、今回、市としては、令和7年度から満3歳になっても年度末までは利用できると独自で対象年齢を拡大しております。国としては満3歳になれば対象外になりますが、こどもの育ちを考えた時に継続性という部分で、満3歳で外れるのではなく年度末まで利用出来る方がいいだろうと、この件に関しても要望をあげております。

○会長

今は市の補助で年度末まで独自でやっておられる部分についても、国へ要望

をあげておられるということでした。

○委員

継続で満3歳を超えてからも3月まで利用できることを市独自で進めているとおっしゃいましたが、幼稚園でも認定こども園でも、1号は満3歳から入園出来ます。1号で入園が出来て、一時預かり幼稚園型という形で、延長した保育も出来ます。それが出来るのになぜ、この延長を認める必要があるのか、国から出ているものもあるのに、重複した補助があるように思えて仕方ないです。東大阪市は、一時預かり一般型、リフレッシュ型もあります。満3歳から三重に利用出来るパターンが生まれています。例えば幼稚園のプレスクールでこども誰でも通園という形で利用があり、満3歳になり継続してのこどもの育ちということは理解できますが、このような実績の数字も把握されておられるのではと思います。この分科会でそのような数字をアピールされたらいいのではと思います。市単独で延長をかけておられるのならば、こどもの継続の利用が、2歳の幼稚園でこども誰でも通園の補助を活用しながら、従来のプレスクールでやっていたものを継続して入園まで繋がっていることをアピールされればと思います。私立保育会としてもそのような流れが生まれているのかと把握し、市民の方へも知っていただくことは悪いことではありませんが、重複した補助があるのではと心配しています。また、こども誰でも通園の設置園の地域ですが、やはり同一法人の兄弟園が参加されていると感じます。東大阪市は南北に長く、広い市なので、やはり小学校区に1園ずつ本来こども誰でも通園をしている園が参加してもらえれば、非常に便利だと思います。手をあげたところがエントリーとなっているので、地域的に偏りが生じています。こども食堂でもそうですし、そのような傾向が募集の仕方において、東大阪市は考えておられるので、こども誰通を行う施設が偏ってしまう傾向があると思います。令和8年度以降は全市町村が参加しなければならないと思いますが、本格実施の時にも募集の仕方は今まで通り変わらないのか、どう考えておられるかを最後に聞きたいです。

○会長

地域間の整備について、小学校区の基準等、国もどのような方向性なのか、その辺りのバランスを市としてどのようにお考えでしょうか。

○事務局

各施設、園の方々からの手上げで実施しているのが現状です。各園での保育

士確保の点等、それぞれ園の施設運用の事情がございますので、現時点では各小学校区に1園、中学校区に1園という形では実施していません。8年度以降も6、7年度の実績を鑑みまして、どのような形で実施することが良いのか、各ご家庭の方が利用しやすい方法かどうか、各園が実施しやすい方法かどうかについて検討していきたいと考えております。

○会長

7年度の動向を踏まえ、手を挙げた法人と地域への定着を勘案し検討するという見解ですね。そもそもは地域子ども・子育て支援事業として、誰通で子育て家庭にとっての乳児への対応が施設を利用することだけで軽減されるわけではなく、多様な資源を個々の家庭にいかにかスタマイズし利用出来るようにするかが、地域の子育て力に貢献すると思います。一番身近な保育園、幼稚園等のライフステージに応じた活用資源、供給先と受け手側のバランスがいい形で整うことがスムーズにいけばいいですが、制度設計に課題がないわけではないので、市としてより良い形がどういうものかという辺りを模索されていると伺いました。小学校区で整備されるのか、準備いただいた資料から大阪府下でも浸透されていないとも思います。

○委員

皆様のお手元にはありませんが、令和7年度こども誰でも通園制度のチラシが先日開催の東大阪市子ども・子育て会議の資料として出ていたようです。説明で、園の活動をこどもに体験させることで成長や発達に刺激をもらうことが出来ますという書き方になっています。一時預かりとの違いは、こどもの為の制度がこども誰でも通園制度だと言われています。その時に、こどもに体験をさせるというのは誰が主体なのかと思います。保護者を主体として考えているので、一時預かりとこども誰でも通園の制度の説明が曖昧になります。保護者の気持ちとすれば体験させるなのかもしれませんが、この制度はこどもの為の制度ということを市として明確に示してほしいので、質問させていただいています。また経験豊富な保育士から具体的に育児のアドバイスを受けることが出来るともありますが、全員が保育士でなくても良いという制度だと思います。幼稚園やこども園では保育士でない方も関わりますし、保育士という言葉を出していいのかも気になる質問させていただいております。既に子ども・子育て会議で議論されていたのであれば、その結果を教えてくださいたいです。

○事務局

子ども・子育て会議では特に文言や保育士の部分についての議論はありませんでした。文言について整理させていただき、ご対応させていただきます。国の表現がこのようになっていたということもあるかもしれませんが、文言的にどうかについてもう少しお時間をいただき、委員にお返しさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長

国の方も不透明ということで、こどものためということが分かるチラシや表記にしていく部分や、幼稚園が担うということでしたら保育士だけでいいのか、保育者と言うべきなのか幅広く情報が共有出来るようなものの方が良いのか、委員とも協議しご確認いただければというところです。地域子ども・子育て支援事業から支援給付というように位置付けていくのであればしっかりした補助をしていただければ良いと思いますし、一時預かり等も含めた幅広いものの違いがどうかということとは、以前もおっしゃっていたご指摘かなと思います。先行して実施されている東大阪市も、国にも意見をおっしゃっているということであれば、利用する方へ他の事業も含めてより定着しやすい、分かりやすいものになればよいと思っております。

○委員

令和6年度の実施10箇所から令和7年度は11箇所に、府内の実施施設もどう見たらいいのか。緑色が既に受入れをしているが、大阪市は200万人都市で実施園が16、堺市には緑色はないが80万人の政令都市で23、東大阪市は50万人を切っていて11、現状をどう考えればいいのか。撤退した理由が公定価格等で、事業所側の視点は入っているかもしれないが、こども誰でも通園制度は0歳6か月から3歳、就労要件なし等も含めて、現在までは利用可能時間が月10時間で利用料は利用に応じて負担金を支払うという意味でしょうか。このような内容であれば、主体がこどもか保護者かと言っていますが、訴求性が弱いのではないかと思います。本格実施になる場合、訴求性を含めて就労要件は問わないとありますから、月の利用時間が一時預かり事業との整合性も含めて、もう少し大きくなったりはっきりした上で、現在ある制度とオーソライズ出来たらいいのではと質問にもならない状態で前回と今回の議論を聞いております。

○事務局

資料3で緑に塗っている部分は実際に、児童の受入れがあった自治体です。政令市であれば大阪市は16の実施園があり、既に利用児童がいた自治体です。堺市では、この時点では受入れがなかったと国の資料で掲載されていた自治体です。白塗りは市として実施園はありますが、児童の受入れが始まっていない自治体です。

○会長

数字からはそのようなコメントになり、難しく不思議な数字が結果として出ています。提供する園側からしても、ご意見をいただいていた内容等もあると思いますので、先行実施したから分かることや、定着に向け未整理の状況を国の方に挙げていただければと思います。

○事務局

こども誰でも通園制度ですが、会長もおっしゃったように悶々としたところが部内にもあります。それだけ課題もあり、この間、事業者と色々な話をし、国にも要望し、少しでも良く東大阪市独自の制度として、分かりやすくこどもが利用しやすい制度になればと思います。令和8年度からは全市町村で実施しなければならず、しっかりとスタートを切れるよう、少しでも課題を洗い出しできるように、令和6年度から試行的に実施させていただきました。引き続き課題は整理をして、国にも要望し、主体はこどもで主語になってくると思います。それが保護者の在宅支援になる制度にしていければと思います。

○会長

要望を上げながら、国もどのように判断していくかというところではあります。実施するのはそれぞれ市町村単位の事業となりますので、令和8年度に向けて注視していきたいと思います。それでは議題の2点目、その他ということでご説明よろしくお願いします。

○事務局

【その他】

【資料5】

これまでの東大阪市での子どもに関する計画について

①東大阪市次世代育成支援行動計画

②東大阪市子ども・子育て支援事業計画

- ・①の第2次前期が終了した時点と、②の第1期が終わったタイミングで、一体化し第2期の支援事業計画に引き継いでスタート

③東大阪市ひとり親家庭自立促進計画

④東大阪市子どもの未来応援プラン

- ・④の第1次計画の終了時に③と統合され、④の第2次計画としてスタート

⑤（仮称）子ども・若者計画

- ・東大阪市において未策定で、令和7年度中の策定を目指し、庁内プロジェクトチームを立ち上げ検討を進めており、今後審議会において策定を進めていく

参考①東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画

参考②（仮称）東大阪市社会的養育推進計画

市町村こども計画について

- ・こども大綱や都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画の策定に努める
- ・既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして策定が出来る（①いくつかある子どもに関する計画を全体として統一的にできる、②住民にとって一層わかりやすいものとする）
- ・他市の状況も踏まえ策定に向け検討

○会長

その他となりますが、これまでの東大阪市の子どもに関する計画について、東大阪市で策定された計画、制度や動向、新たにこども家庭庁で制定されたこども基本法に基づくこども計画を策定していく経緯も含めご説明いただきました。こども基本法でのこどもの定義は所謂年齢設定はなされていません。心身ともに健全に発育していくものというもので、児童福祉法の18歳未満を原則とする年齢定義もないので、対象とする年代を幅広く捉える必要もあります。新たに市町村こども計画について東大阪市としても取り組んでいかれるということですが、ご意見等はいかがでしょうか。市がすぐに答えられるものでもないですが、このような計画があるという情報共有をこの児童福祉専門分科会でしていただいたと捉えております。

○委員

①東大阪市次世代育成支援行動計画は東大阪市次世代育成支援対策推進協議会というものが行われていたとありましたが、今は実質無くなっており、①、②が合体したと説明があったと思います。②の東大阪市子ども・子育て支援事業計画は、私も出席させていただいている東大阪市子ども・子育て会議になっています。③東大阪市ひとり親家庭自立促進計画や④東大阪市子どもの未来応援プランの議論については、今開催されている児童福祉専門分科会でまた協議されるのかなと思いますが質問です。⑤東大阪市子ども・若者計画を作られるということで、令和7年度中の策定を目指し、庁内プロジェクトチームを立ち上げ検討を進めており、今後審議会において策定を進めていくと説明いただいております。それに対する東大阪市子ども・若者計画審議会があると説明いただきましたが、保育関連ではどなたが出席されているか、令和7年度に入ってから、このプロジェクトチームや審議会が何回か開催されているのかを確認したいです。子ども若者計画がこれから①から④と、どれが一番今後重要なものになるか位置づけも確認したいです。

○事務局

子ども若者計画について庁内プロジェクトチームは、企画財政部の企画課が中心となりますが、これまで2回開催し、また個別にヒアリング等を行いながら進めています。子ども・若者計画審議会については、最近委員の先生方のメンバーが固まったところで、審議会自体は現時点で開けていません。今後どれが重要かというご質問ですが、それぞれ①から④で統合されたものもありますが、対象が違う部分もあります。子ども若者計画については、少子化対応や引きこもり等の若者の問題を中心に議論していくことになり、それぞれの対象が違うのでどれも重要になると思います。保育団体等については、審議会に委員としては入っていない状況です。

○委員

私立保育会のような保育団体が参加されないとの認識で間違いないですか。

○事務局

現在入っておりませんが、今後審議の中で、このような団体の声を聞かないといけないと審議会やプロジェクトチームで出れば、お話を伺う機会があるかもしれません。

○委員

引きこもりのような部分が課題として計画が必要とご説明いただきましたが、東大阪市は児童相談所を設置されるということで児童福祉専門分科会で検討いただいております。先程の議案、こども誰でも通園制度も0歳6か月から2歳児までが対象で、対象年齢が幅広すぎるなと感じています。1歳児、2歳児は一時預かりのような保育園の利用が積極的に出来る環境が整っている中で重複していると思います。0歳6か月から満1歳までが産休育休が取れる対象の期間という部分で産後ケアから、保育園に入園されるまでの間、育児的なストレスの部分で虐待がある等、家庭環境の問題があると思うので、6か月から満1歳までのところにこども誰でも通園制度がしっかりと活用なされ、地域の方が近所の保育園に気軽に利用が出来、育児的にしんどい方を早期発見し、児童相談所が早期に対応し助ける街になっていてもらいたい。引きこもりの問題についても、生まれてからお子さんがどのように育ったのかという家庭環境を早めに見つけ、社会が守ることが出来るのが、一番早いと思います。こども誰でも通園制度の年齢対象という部分を国への要望で6か月から満1歳までの部分に手厚く公定価格がなされ、助けていくという制度に変わっていけばと思っています。今日の質問では、2歳児が多くこども誰通で利用が出来る活用方法という事業所の考えが先にあり、それに対して市も応援していると見受けられます。せっかく就労のないお子さんが、保育園に訪ねて助けてということが出来るようにしようと思えば、しっかりとした補助が確保され目的を明確にすれば、この制度も活かされるのではと思います。各園0歳の定員割れがまもなく起きようとする部分で、余裕活用型を活用しながら、保育の質を守っていくことを是非検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○会長

ご意見ということで承れたらと思います。子ども・若者計画はこども家庭庁ができ、こども大綱というこども基本法に基づきこどもに関する一つのルールができてという部分でこどもの貧困対策や、子ども・若者計画で子ども若者という範疇で就学後の支援に関する計画策定を含んでいるが、東大阪市では子ども・若者計画が未策定ということです。ライフステージなので、就学後のこどもの育ちのバトン、引継ぎをどこに渡すかは重要ですが、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画策定がされていないので策定を進めようとなっていま

す。子ども・子育て支援事業計画はもちろん学童保育の供給量等も決めています。学齢期以降で学童保育以外のこどもに関する計画は含まれておらず、まずは子ども・若者計画を策定しようというところに至られたと考えております。児童福祉専門分科会でも子ども・若者計画に関しての経緯はご報告いただくことにはなると思います。こども家庭庁ができてからの平仮名こどもの位置づけが非常に幅が広いです。私も滋賀県近江八幡市でこのようなこども会議に関わっています。今回第3期の子ども・子育て支援事業計画で、市町村こども計画に統合して策定を進めようとしております。学識で参加された委員が、滋賀県のこども計画にも委員として参加されております。子ども若者という名称について30歳近い方を支援していて、こども計画と言われると今一つピンと来ないということで、滋賀県では子ども若者プランという形はどうかというような意見も当事者から出ていました。東大阪市もどのような名称にするかは考えていく必要があるなと委員の意見を聞きながら思っていました。他にいかがでしょうか。

○委員

話題提供も兼ねてお話をさせていただきます。5歳児健診が始まるということで、この前、保健センターの方とやりとりさせていただきました。先程のお話とも繋がりますが、東大阪市は良いことを多くされており、例えば巡回相談等です。国がこれをやりますとなった時、近いものがいくつかあり、無駄が出る部分もあると感じます。これはどれ程の実績があり、どのような効果があるか明確化すればいい形で守備範囲も設定できるのかなと思います。行政の組織で部ごとに違う部分があるので、難しいところもありますがそう感じます。最近、こども家庭庁の方とやりとりする機会があり、離婚後の共同親権を可能とするのが、来年の春までに運用されるという状況ですが、その時にこども達に関する相談は誰がやるのかと聞くと、基本的には地域でしていただくということです。家裁が判断はするが、その後の共同親権になったことや、単独親権だがどう交流しこどもが困っているかに関しては、地域で普段されていることの延長で考えていただきたいと言っていました。専門分科会でも考える必要があると情報提供だけさせていただきます。

○会長

学齢期に繋がる細かな事業を市民にどう分かるように伝え、実績や今後の方向性についてどのように伝えるかは重要です。共同親権、離婚、ひとり親と

いう法的な親権問題に関連しても、どこの部署が担当するかについて利用する方がどう分かるのかというご意見も重要だと思いました。ひとり親の貧困という部分で、これまで色々な計画がありますが、当事者団体としてご意見はありますでしょうか。

○委員

初めてこのような形で参加させていただき、すごく参考になります。何人かの母子家庭の方と交流しておりますが、子育て等で悩んでおられる方もおりますので、この機会を有効なものとしてアドバイス出来ればと思っております。

○会長

ありがとうございます。子ども・若者計画のように範囲が広がると、就労に関して活動されている団体も、基礎自治体の会議に参加されていました。就労や若者の自立という言葉に惑わされてはいけなくて、就職イコールというわけではありませんが何かご意見や計画策定に期待したい点はいかがでしょうか。

○委員

労働団体ということで出させてもらっていますが、教職員組合で個人的には教諭ではなく、学校の事務職員です。教職員組合以外でも色々労働団体の方はいらっしゃいますが、労働組合であるということは既に就労している方の団体ということで、就労に当たっての支援という議論は中々ないです。他の審議会にも出させていただき、引きこもりの問題や、孤独死の問題も考えられると思います。私の勤務は小中学校が基本なので、就労とは少し異なりますが色々な支援体制は学校においても、カウンセラーの方やSCやSSWの方がおり、制度は広がっている思います。就労というところでどのような計画にしていけるかは大事ですが、中々難しいです。

○委員

人のライフプランにおいて0から18歳は主体のこどもから見ても特別重要な時期です。こどもはひとりで発達しないので、保育者が必要。離婚の話もあったが、5歳児健診他含め色々な視点があると思います。小児保健、母子保健、未受診、ここにはないですが要保護児童対策協議会のようなものもあり、一人親、世帯構成、世帯収入、生活保護、18歳未満のこどもがいる世帯、療育手帳の所持、発達障害等、また児童福祉法33条の一時保護、一時保護の委

託、要するに東大阪市のみでもネガティブなデータは根深いと思っています。それだけ広い中でこども家庭庁ができ、こども基本法で一気に市町村ごとに取りまとめるとなっても、経緯含めて東大阪のみで考えると難しく感じます。このネガティブなデータを含めて全国平均や他市との比較が出来れば有難いです。相対化出来るような、尼崎市や関東の相模原市のような近い要素を持っているところがあるかもしれません。相対化が出来れば、これまでしてきたものを含めて整理しやすいと思います。

○会長

東大阪市の実情を、18歳以降も含めて支援に入れていくことでこども計画にどう繋げていくか、未策定の子ども若者計画に着手され、色々な現状を改めてどう把握するのかという重要なご指摘でした。計画策定に向けて何か事務局いかがでしょうか。

○事務局

色々な事業をしていますが市民の方に伝わっていないことや、良い施策があるのに伝わっていない、という話は聞きますので、今後も計画を作りながらどのように広報するかは検討していきたいと思います。府内での比較はよくありますが、中核市レベルで他府県の比較はあまり出来ていないと思います。比較が出来るかどうかはこれから考えていきたいと思いますが、そのようなところを頭に入れて計画策定に努めていきたいと考えております。

○会長

ありがとうございます。子ども・若者計画等の進捗については、皆様と共有する機会を持ち、いただいた意見も確認して吟味できればと思います。本日のその他に関しては、情報共有ということで東大阪市のこどもに関する計画を皆様と共有し、ご意見もいただいたということで本日の議事は終了したいと思います。それでは司会にお返しします。

(閉会)